

## 10 固定価格買取制度を活用した地方創生型の再生可能エネルギーの推進について

【経済産業省】

### 《提案・要望事項》

- 1 固定価格買取制度の価格・調達区分設定について、地域住民や中小企業者が実施する再エネ事業を支援するため、地方創生に資する戦略的な価格・調達区分設定を行うこと。
- 2 固定価格買取制度の認定に係る個々の案件の詳細情報の地方自治体への提供にあつて、一定規模以上の発電設備情報（個人設置を除く 50kW 以上の野立て太陽光発電設備等）については、地方自治体が議会・自治会等に対して提供できる取扱いとすること。

### 《提案・要望の考え方》

再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対して、複数の電力会社で回答保留が生じている状況を踏まえ、平成 27 年 1 月 22 日に、新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しが行われ、また 4 月 1 日からは調達価格等算定委員会の意見を踏まえ、平成 27 年度調達価格が適用されたところである。

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上、さらには地方創生の観点から重要であり、またその推進に当たっては、固定価格買取制度の適切な運用や情報開示の徹底は不可欠であることから、制度の更なる改善を要望する。

### 【現況、課題等】

- 1 固定価格買取制度における価格・調達区分設定は、太陽光発電の 10kW 以上について、1000kW 以上の設置単価を算定基礎とするなど、地域の事業者が取り組む小規模な再エネ事業の実態が反映されていないことから、大規模事業と比べ採算性が低く、事業立ち上げの足かせとなっている。
- 2 固定価格買取制度に係る地域トラブルの防止策については、認定案件の詳細情報（設置者、設置場所、出力等）を、使用目的を限定し、かつ、守秘義務を課して地方自治体に提供する方向で検討されている。

一定規模以上の野立ての太陽光発電設備等の設置については、災害や環境、景観面での懸念から地域の関心も高く、地域住民と開発事業者間でトラブルが多数発生している。

自治体が、開発事業者に対して適切な指導を行うためには、開発事業に対する地域の意見を予め把握することが必要であり、特に、議会や自治会等の意見は不可欠であることから、これらに対する情報提供が必要となっている。

また、50kW 以上の太陽光発電設備の認定に当たって、設置場所の確保（土地の取得、譲渡・賃貸に係る地権者の同意等）を要件としていることを考慮すると、認定後の情報提供により法人の利益を害するおそれ（第三者に土地を取得される等）は少ないと考える。

## 【参考】

### 1 固定価格買取制度における10kW以上の太陽光発電の価格・調達区分設定について

→10kW以上の太陽光発電の調達価格は、1000kW以上の平均設置単価から算定されている。

主な再生可能エネルギーの価格・調達区分（平成27年度）

種別	太陽光 (10kW 未満)	太陽光 (10kW以上)	水力 (20kW 未満)	水力 (200- 1000kW)	水力 (1000- 3万kW)	バイオ マス(間 伐材)	バイオ マス(一 般木質)	バイオ マス(建 設廃材)	バイオガ ス(メタ ン発酵)
価格	33円	29円	34円	29円	24円	32円	24円	13円	39円

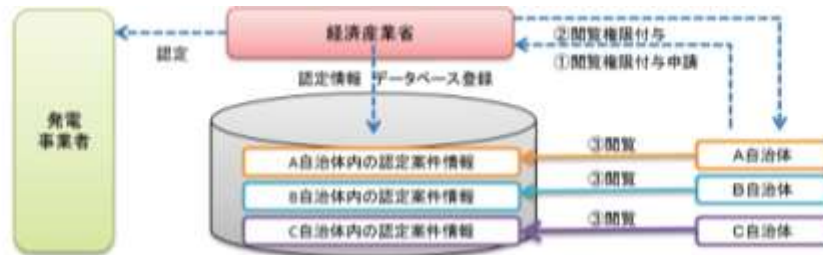
1000kW以上の設置単価の平均値を調達価格算定基礎として採用  
(地域主導で行われやすい小規模な事業は相対的に不利となっている)

事業規模	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上
設置単価の平均値	36.4万円/kW	34.1万円/kW	31.3万円/kW	30.2万円/kW	29.0万円/kW

「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」を参考に作成

**地方創生に資する戦略的な価格・調達区分設定が必要**  
(事業規模に応じた価格設定が必要)

### 2 国の自治体への情報提供スキーム（現在検討中の案）



	情報公開法に基づく開示請求		その他開示		
	運動開始地の 認定情報	運動開始地の 認定情報	情報法に基づく 提供依頼	情報法に基づかない提供依頼	
提供先	個人	個人	所管行政庁等	地方公共団体 (守秘義務あり・ 適正立地目的)	左記以外
個人情報を 含まない情報	個人情報を含む情報 (法人代表者名を含む)	*	○	*	*
	法人名	*	○	○	*
	法人住所・連絡先	*	○	○	*
	設備設置場所	*	○	○	*
	ビジネス体制	*	○	○	*
設備仕様等	△	○	○	○	*